

憲法9条は世界の平和への希望

夢 希望 平和



日本国憲法は、最も平和主義を徹底した憲法として注目され、世界各地で日本の9条の理念を広げる運動がおきています。

日本の国際社会での役割は、憲法9条を生かし紛争を平和的に解決する外交に力を尽くすこと、日本の経済力と技術力で、紛争の原因となっている「貧困と飢餓」の根絶のために援助を強めることではないでしょうか。そして、唯一の被爆国として核兵器廃絶の先頭に立つことではないでしょうか。

世界が注目する9条

「各国議会は、日本の憲法9条のような戦争を禁止する決議を採択すべきである」
1999年ハーグ平和会議

「日本国憲法9条は、アジア太平洋地域全体の集団安全保障の土台となってきた」
2005年GPPAC (紛争予防国連会議)

「各国政府は、日本の9条のように、憲法により戦争を放棄すべきである」
2006年バンクーバー世界平和フォーラム

憲法9条を守り生かす
署名にご協力を

日本国憲法

第二章 戦争の放棄

第9条 (戦争の放棄と戦力及び交戦権の否認)

日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

2 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

憲法9条変えて海外での戦争可能に

自民党は、改憲手続き法の成立をバネに2010年に憲法改定案の国会での発議と国民投票をめざしています。

憲法9条を変えて、アメリカとともに海外で戦争できる国にするのが改憲の中心的なねらいです。自衛隊がイラクに行っていました。政府も憲法9条があるから武力行使はできないとしていました。この制約を無くしてしまおうということです。

「戦争する国」になることは、国民の自由や権利も大きく制約されることになります。

9条は不戦の誓い

太平洋戦争では、日本軍の侵略によりアジア諸国で2000万人、日本人も310万人が犠牲となりました。日本国憲法は、この痛恨の経験から二度と戦争はしないことを世界に誓い制定されました。

憲法9条を変えることは、アジアの人々への誓いを捨てることであり、アジアに緊張をもたらす孤立する道です。